

1-25-521 (1)の部分は兵庫県史掲載)

三月廿九日御文卯月四日到来委

細承候了、

抑浄土寺法師^ナ、狼藉之間事、

不及申候、御沙汰候之由承候へ

とも、是非之無御左右候上者、浄土

寺法師^ナ、弥いかりを成候て、守護を

里方へ可引入候之由儀候て、浄土寺へ已守

護をよひ越候了、此之由、公文あいふれ候と

いゑとも、自往古当庄へ守護不入乱之

由承候之間、其用意仕て候へとん、当時

まては不入候、然者御沙汰ゑんていを御

極候さらん程へ、中々わうしやくの神人^ナ、

指下させ給候へとん、もちい候ハす、さん々々

の事ともにて候へハ、なんとの御威もかる

く成給候、又是無面目候、御沙汰極

3-12-340

候はさらん程へ、下させ候ましく哉候らん、

一敷地百姓^ナ、致忠節神妙候之由、依被仰

下候、^(勸賞)けしやうニ、可罷預之由、訴訟申

上候、訴状如此候、可有御計哉候らん、

此之由、御ひろうあるへく候、恐々謹言、

卯月十六日

藤原成時(花押)

謹上年々御政所殿

(奥ウハ書)

「浄土寺事

藤原成時之状」